医療機器届出番号 34B1X00001000011

機械器具47　注射針及び穿刺針

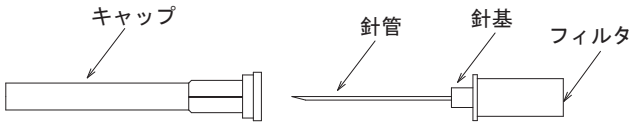
一般医療機器　　通気針　70199000

エアー針

再使用禁止

【禁忌・禁止】
●再使用禁止

【形状・構造及び原理等】
本品は、通気装置及びキャップからなる。
＜構成＞



【使用目的、効能又は効果】
薬液等の容器内に通気させるために使用するフィルタ付の針。

*【操作方法又は使用方法等】
1. 包装から本品を取出します。
2. 本品のキャップを外します。
3. 薬液容器等の所定の位置に、本品を垂直に刺通します。

使用方法に関連する使用上の注意
●本品と薬液容器等の接続は外れないように確実に行うこと。
●薬液容器等のゴム栓に本品を刺通する際は、次のことに注意すること。
1)本品を斜めに刺通したり、刺通中に横方向への力を加えたりしないこと。[針管の曲がり、破損が生じる可能性がある。]
2)ゴム栓への刺通はゆっくり、まっすぐ行い、同一箇所に繰り返し刺通しないこと。[刺通部分を削り、針管内に詰まりが生じる、又はゴム片が混入する可能性がある。]
●連結管を用いて複数の容器を連結して輸液を行う場合は、本品を患者からもっとも離れた容器に使用すること。[すべての薬液が正常に流れない可能性がある。]
●プラスチックボトルに使用する場合、刺通後、プラスチックボトルを強く圧迫しないこと。[ボトル内が陽圧となり、本品に薬液が流れ込み、通気不良が生じる可能性がある。]*

*【使用上の注意】
1. 重要な基本的注意
●併用する医薬品及び医療機器の添付文書を確認後、使用すること。*
●包装を開封したらただちに使用すること。
●包装が破損、汚損している場合や、製品に破損、変形等の異常が認められる場合は使用しないこと。
●開封時は接続部の外れがないことを確認してから使用すること。
●使用中は接続部の緩み、液漏れ及び破損等に注意し、定期的に確認すること。
●本品に過剰な負荷をかけないこと。[針管、針基又はゴム栓が破損し、薬液等が漏れる可能性がある。]
●本品のエアフィルタに脂肪乳剤、界面活性剤等を含む薬液を付着させないこと。[通気不良の原因になる可能性がある。]
●本品のキャップを外す際は、針先がキャップに接触しないように注意し、ねじる及び傾けて外さないこと。[針先が変形し、切れ味が悪くなる可能性がある。]
2. その他の注意
●リキャップしないこと。*
●針管には直接手を触れないこと。
●誤穿刺に注意すること。
●使用後は感染防止に配慮して安全な方法で処分すること。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】
1. 貯蔵・保管方法
●水ぬれに注意し、高温、多湿、直射日光を避けて保管すること。
2. 使用期限
●箱の使用期限欄を参照すること。[自己認証(当社データ)により設定]

【包装】
100本／箱

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】
製造販売元及び製造元
株式会社ジェイ・エム・エス
広島市中区加古町12番17号
郵便番号：730-8652
電話番号：082-243-5806